

○財務省告示第百十八号  
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省  
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成  
二十五年三月十八日に発行した政府短期証券の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年四月九日  
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第三百五十一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三  
十四号）第七条第一項、財政融  
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第  
百号）第九条第一項並びに特別  
会計に関する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第八十三条第  
一項、第九十四条第二項、同条  
第四項、第九十五条第一項、第  
百三十六条第一項及び第三百十  
七条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）及び価格  
競争入札と同時に発行される入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五			
額 最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 募 入 決 定 の			
低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争	行 争 非 者 特 国 入 価 札 格 競 争		
千 万 円				額 億 円	額 面 金 額 千 万 円	込 募 限 度 の 応 募 額 を 割 り 当 て る 。	各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 の 申 込 額 を 割 り 当 て る 。	各 申 込 の うち 応 募 額 を 順 次 割 り	「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 ・ 第 I 非 格 競 争 入 札 発 行 」 と い う 。 」
				四 千 七 百 四 十 二 億 円	五 兆 二 千 六 百 五 十 六 億 九 千 万 円				
				四 千 七 百 四 十 五 億 五 千 三 百 五 十 万 円	二 兆 八 千 六 百 五 十 一 億 六 千 八 百 二 十 万 円				

九	振替単位	振替法の規定による振替口座簿
十	発行行日	記載又は記録は、最低額面金
十一	発行価格	の整数倍の金額によるものと
十二	国債市場	の応募価格
十三	特別参加	の応募価格
十四	償還金額	の応募価格
十五	入札参加	の応募価格
十六	払込期日	の応募価格

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成二十五年三月十八日

発行行日  
 発行価格  
 国債市場  
 特別参加  
 非価格競  
 争入札競  
 行入札競  
 償還期限  
 償還金額  
 元金支払額  
 場所参加  
 入札参加  
 者入札参加  
 払込期日

平成二十五年六月十七日  
 たし、償還期が銀行休業日に  
 ただし、償還期は、その翌営業日に  
 償還金を支払う。その翌営業日に  
 額面金額を返済は、その翌営業日に  
 日本銀行額百円につき百円  
 財務大臣から通知を受けた者